

現在、医療・教育・福祉・農業などの公的関与の強い分野（いわゆる「官製市場」）においては、社会性、公益性が高い」という理由から、株式会社によるサービスの供給が制限禁止されている。

しかしながら、これらのサービスについて、仮に「高い社会性と公益性」を担保する必要があるのであれば、サービス供給主体の経営形態」について事前の制限を設けるのではなく、むしろ、情報公開、第三者評価といった仕組みなどの事後チェックルールの整備により対応すれば足りる。

むしろ、多様化する消費者・生活者ニーズに的確に対応していくためには、株式会社という経営形態の有するメリット（資金調達の円滑化、経営の近代化・効率化、投資家からの厳格なチェックなど）に着目し、これらの分野についても株式会社の参入を認め、多様な経営主体を市場参加・競争させるべきである。これにより、質の良いサービスが幅広く供給されるようになる。

なお、いずれの分野においても、当然のことながら、全法人が株式会社化されることを強制するものではない。株式会社のサービスを楽しむか否かはあくまで利用者の選択によるものである。

医療機関経営への株式会社参入について

1. わが国の現状

- ✓ **営利を目的とした医療機関の開設は認められておらず、剰余金の配当も禁止**されている (医療法 7条 5項、54条)。
- ✓ 全国に 62 の株式会社病院 (全病院の 0.7% ; 主に医療法成立 (昭和 23 年) 前の病院) が存在。
- ✓ 近年、営利法人が病院の土地、設備等を医師等に賃貸する方式により、病院経営に間接的に参画するケースが増加。

2. 海外の事例

- ✓ 欧米諸国においては、**医療機関経営への株式会社の参入は原則として認められている。**

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
株式会社の参入				
病床割合 (急性期)	9.0%	3.9%	21.7%	4.3%
配当				< 未確認 >

【出典】(財)医療経済研究機構

3. 株式会社参入が制限されていることによる問題点

- (1)多額の役員報酬や関係会社(医薬品や医療材料の販売、機器のリース、土地や建物の賃貸等)を経由した実質的な利益配当が行われるなど、**「非営利原則」**が形骸化している。
- (2)**医療機関の経営状況が悪化**し(病院全体の7割が赤字、毎年数十件の病院が倒産)、情報不足や待ち時間の長さなど、医療提供サービスに対する患者の不満も高まっている。

4. 株式会社参入の効果(メリット)

- (1)**経営の近代化・効率化**が進む。
- (2)**資金調達手段が多様化**する。
- (3)**多様な患者ニーズに敏感に対応**することを余儀なくされる。
- (4)健康予防から介護までの**トータルヘルスケア・サービスの提供**が可能となる。

株式会社形態で介護や健康予防のサービスを行う会社が、医療行為も一体的に行うことができるようになる。

(参考) 株式会社を含め、医療市場に参入する主体に共通に求められるセーフティネット

- (1)情報開示の徹底と第三者機関による評価の充実
- (2)破綻時の患者保護のための資産、経営状況等の厳正な審査
- (3)患者の引受け(応召)義務の適用によるクリームスキミング防止